

## 浜松市公共事業再評価における事業の対応方針について

平成25年11月18日に開催した「平成25年度 浜松市公共事業評価委員の会議」において、浜松市が再評価を行った対象事業2件について審議が行われた。その結果が平成25年12月26日付けで委員より浜松市長に具申書として提出されたことを受け、下記のとおり浜松市の対応方針を決定する。

### 記

#### 平成25年度 浜松市公共事業再評価 対応方針等一覧

	事業主体	事業名	補助単独別	河川・路線施設名	所在町別	補助採択年度	用地着手年度	工事着手年度	全体計画事業期間	対応方針の考え方	
										対応方針	左記の理由
1	浜松市	社会資本整備総合交付金事業	補助	二級河川九領川	西区志都呂町外	S61	S63	H1	S61～H36	事業継続	<p>本事業により、上流区域における浸水被害の解消及び安全・安心な市民生活を確保が可能となるため、事業を継続する。</p> <p>また、今後の事業計画に当たっては、開発行為に伴う河川への流出規制について、土地利用に携わる関係各課と連携を図りながら、規制強化に努めていく。</p>
2	浜松市	社会資本整備総合交付金事業	補助	植松和地線（佐藤西・野口東・野口・山下・追分）	中区佐藤～布橋	H7	H7	H15	H7～H29	事業継続	<p>本路線は、都心環状線の一部を形成する重要路線であり、慢性的な渋滞の解消を図るため、全線4車線化の早期実現に向けて事業を継続する。</p> <p>また、今後の事業計画に当たっては、浜松市自転車走行空間等整備計画に基づき、歩行者と自転車が共存できる道路計画を検討し、円滑な道路ネットワークの構築に努めていく。</p>

平成26年1月24日

浜松市長 鈴木 康友

## 浜松市公共事業事後評価における事業の対応方針について

平成25年11月18日に開催した「平成25年度 浜松市公共事業評価委員の会議」において、浜松市が事後評価を行った対象事業2件について審議が行われた。その結果が平成25年12月26日付けで委員より浜松市長に具申書として提出されたことを受け、下記のとおり浜松市の対応方針を決定する。

### 記

#### 平成25年度 浜松市公共事業事後評価 対応方針等一覧

	事業主体	事業名	補助単独別	河川・路線施設名	所在町別	補助採択年度	工事着手年度	事業完了年度	全体計画事業期間	対応方針の考え方	
										対応方針	左記の理由
1	浜松市	都市再生整備計画事業	補助	西美菌地区	浜北区 西美菌外	H21	H21	H25	H21～ H25	事業完了	指標については、目標を達成している。 今後は、歩行者の通行の安全確保のための、交通安全ルールの遵守・マナー向上の啓蒙などのソフト対策を推進する。
2	浜松市	社会資本総合整備計画	補助	『“ひとつの浜松”安心・快適に暮らせる一体感のあるまちづくり』	浜松市内	H21	H21	H25	H21～ H25	事業完了	指標について、一部目標が未達成であった。 次期社会資本総合整備計画では、適切な指標の目標値を設定し策定する。

平成26年1月24日

浜松市長 鈴木 康友